

6 業務内容

(1) 整備実施計画に基づいた地質等状況調査

硬式野球場、多目的グラウンド整備予定地に係る地盤の基礎データ把握のために、過年度に実施した各種調査における位置等を考慮して、少なくとも次の調査を実施の上、分析結果のとりまとめを行う。

その他、本業務に必要と考えられる調査等がある場合は提案のうえ、発注者と協議し決定する。

なお、過年度の調査位置及び本委託における想定調査位置については、別紙1の調査位置図を参照のこと。

- 地質・廃棄物調査・・・防球ネット等の構造物検討に必要な設計条件設定のための地質調査、及び整備工事の際の廃掃法の形質変更届等に必要な廃棄物等の性状把握調査
- 沈下量調査・検討・・・施設の長期的な維持・管理面での検証に必要な地盤（廃棄物層を含む）の沈下量調査

ア 地質・廃棄物調査

(7) 計画準備

調査実施に先立ち、これまでの経緯、既往調査資料、現地条件及び施設特性等を踏まえ、調査実施計画を立案する。

(イ) 廃掃法の指定区域における届出書類の作成

対象地は、廃掃法の指定区域であるため、地質調査（ボーリング）に伴う土地の形質の変更届を行う必要があることから、調査実施計画書立案後、届出書類を作成する。また、必要に応じて、本市の廃掃法担当部署との協議に参加し、調査計画の説明を行う。

(ウ) 地質調査

調査項目は、以下のとおりとする。

- a ボーリング：原位置試験、不攪乱試料採取等の各種試験を実施するため、試験に必要な孔径によって鉛直方向の削孔を行う。掘進延長は、1箇所当たり30mを想定し、支持層を5m以上確認するものとする。
- b 遮水構造の確保：廃棄物及び保有水の影響を下位の砂礫層及び地下水に影響を及ぼさないよう、確実な遮水構造によりボーリングを実施する。
- c 原位置試験：標準貫入試験、孔内水平載荷試験、不攪乱試料採取を実施する。
- d 室内土質試験：設計定数を設定するため、不攪乱試料採取に基づく供試体によって強度試験、圧密試験を実施する。また、地層の物理特性を把握するため、物理試験を実施する。分析項目は、「別表1」のとおり。

(I) 廃棄物調査

- a 廃棄物試料採取：地質調査で実施するボーリングにおいて、廃棄物を採取する。
なお、廃棄物の分析に必要となる量を確保すること。
- b 観測孔設置：保有水を採水する目的で採水孔を設置する。仕様は、保有水及び孔内ガスの採取できる構造とする。また、地表面頭部はグラウンド利用に支障の無いような構造とする。
- c 廃棄物分析：採取した廃棄物に対して、「別表2」に示す28項目を分析する。
なお、分析は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示13号）並びに「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成4年厚生省告示第192号）に基づく規格で行うこと。
- d 保有水の分析：廃棄物層内の保有水について、「別表3」に示す43項目及びダイオキシン類を分析する。実施の回数は廃掃法ガイドラインに基づき2回とする。保有水の分析方法は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月総理府・厚生省令第1号）（以下、基準省令という）の第3条に定める水質検査の方法に基づく規格で行うこととする。
- e 地中ガス分析：観測孔を利用して、廃棄物層内のガスを分析する。分析項目は、可燃性ガス（メタンガス）、酸素、二酸化炭素、硫化水素、一酸化炭素の5項目とし、ガス流量も併せて測定する。なお、測定時期は、保有水採水時と同じとする。

(II) 覆土調査

- a 土壌試料採取：覆土層の安全性を確認するため、表層土壌を採取する。
- b 土 壌 分 析：採取した表層土壌に対して、「別表4」に示す土対法の第2種特定有害物質、第3種特定有害物質の分析を実施する。なお、分析は土対法の溶出量試験、含有量試験に基づき実施する。
- c 土壌ガス調査：「別表4」に示す土対法の第1種特定有害物質に対して、土壌ガス調査を実施する。

(III) 各調査数量・位置

調査数量・位置は以下の内容を基本とし、変更がある場合は、受託者と協議のうえ決定する。

・地質・廃棄物調査

地質・廃棄物調査＝最低4箇所（地質調査箇所で採取する廃棄物は、全て廃棄物の分析を実施する。）

保有水・ガス調査＝最低1箇所

位置は、硬式野球場、多目的グラウンドの防球ネットの構造の検討に必要な個所・配置で、かつ「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」の考え方に沿った箇所・配置とする。

・覆土調査

最低4箇所。

位置は、硬式野球場、多目的グラウンドとする。

イ 沈下量調査

(7) 沈下量調査

沈下量調査は、将来の施設整備設計における基礎情報として、現状の沈下状況を把握することを目的とする。過年度の沈下観測結果に対する継続的な観測を行う。

調査頻度は最低1回とする。

なお、調査手法、調査地点及び測定頻度については過年度観測内容を踏まえた方法を基本とし、発注者に確認のうえ決定する。

ウ その他

(7) 調査計画書の作成

・上記ア及びイの調査計画書を作成する。調査の実施について、以下の法律及び仕様書等に準拠すること。

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律

②土壌汚染対策法

③最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン

④建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル

⑤国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「敷地調査共通仕様書（平成27年度10月改定版）」

なお、計画書に基づく本調査内容に変更が生じる場合は、事前協議を行い、書面にて承認を得るものとする。

(イ) 調査条件等

別表5に掲げるとおりとする。

(ウ) 報告書作成

調査結果を整理し、次年度以降に予定している基本設計業務への申し送り事項として取りまとめる。

(イ) 設計変更

a 地層の変化に伴う設計変更

地層の変化に伴い、ボーリング調査及び標準貫入試験の工種（土質分類）ごとの進長が増減する場合は、設計変更を行うものとする。この場合において、土質分類とは次のとおりとし、その判定は調査結果に基づき受注者と協議のうえ、本市が行う。

（土質分類）

地質A：粘性土・シルト

地質B：砂・砂質土

地質C：礫混じり土砂（廃棄物は礫質土として）

地質D：玉石混じり土砂

地質E：固結シルト・固結粘土

地質F：岩盤（軟岩）

b 調査項目及び分析数量の増減に係る変更

周辺環境の状況や廃棄物層の調査結果によって、調査箇所や調査項目及び分析数量に変更が生じた場合は、設計変更を行うものとする。

c 廃棄物等の処分方法及び処分先に係る変更

調査で掘削した廃棄物については、廃掃法に基づき適切に処分すること。その際、処分すべき廃棄物等が廃掃法上の特別管理産業廃棄物等に該当した場合は、適切に処置するため、設計変更を行うものとする。

d 設計変更時の委託料の計算方法

設計変更を行う場合の変更後の委託料の算定は、受託者と協議のうえ決定する。

なお、算定に際しては、本市の標準単価を基本とし、標準単価に定めのない項目については、「積算資料（出版：経済調査会）」、「建設物価（出版：建設物価調査会）」を参考とする。

(2) 設計条件の整理

これまでの経緯や基本設計等の計画内容等を踏まえ、関係団体との協議資料の作成を行う。協議結果をもとに、基本計画の見直しを行い、基本設計条件の整理を行う。

ア 関係団体ヒアリング資料作成補助（3協議程度）

過年度成果をもとに、関係団体へのヒアリング資料の作成を行う。

イ ヒアリング結果の整理

上記協議結果を整理し、各競技施設仕様等を整理する。

ウ 基本計画図の作成（最終形状1パターン）

ヒアリング結果をもとに、基本計画平面図及びスタンド諸室並びに防災倉庫等のレイアウト等を複数案検討し、基本計画図を作成する。

エ 基本設計条件の整理

基本設計に向けての留意事項の整理を行う。

オ 報告書作成

検討結果を報告書として取りまとめる。

7 成果品

(1) 納入する成果品

6 (1) の調査業務の成果物については、次のとおり別にまとめ提出すること。

- ・地質等状況調査報告書 3部 (詳しい内容については別表6のとおり)

なお、報告書の背表紙には、いずれも調査年度及び業務委託名を明記すること。

また、6 (2) の業務については、成果品としてまとめたものを次のとおり提出すること。

- ・報告書 3部
- ・報告書 (概要版) 30部

(2) 留意事項

ア 報告書のサイズはA4版両面複写とし、図面サイズはA3版又はA4版とする。

なお、製本の仕様等については、特段の定めがある場合を除き、打合せのうえ取りまとめるものとする。

イ 成果品等は、電子文書として閲覧ファイル、図面CADデータ (オリジナルとSXF) を「京都市都市計画局電子納品 (建築設計業務) 要領 (案) (平成18年6月)」に基づき、CD-ROM (640Mb以上) で2部 (正1部, 副1部) 提出する。

なお、保存ケースとCD-ROM本体には、委託業務名、受注者名、履行期間及び索引を記載する。

ウ その他、関係官庁との事前協議及び届出手続等の資料作成等に協力する。

8 業務体制

(1) 受託者は、受託業務全般の遂行を総括する管理技術者と、業務毎に、主となる担当技術者を定める。それぞれの技術者の必要となる資格は次のとおり。

なお、担当技術者については、一人の技術者で複数の資格を満たす場合に限り、兼務することを可とする。

ア 管理技術者 (次の(ア)及び(イ)の両方の資格を有すること。)

(ア) 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目において「土質及び基礎」の資格

(イ) 土壤汚染対策法に規定する「土壤汚染調査技術管理者」の資格

イ 6(1)の業務に係る担当技術者 (A) (次の(ア)及び(イ)の両方の資格を有すること。)

(ア) 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目において「土質及び基礎」の資格

(イ) 土壤汚染対策法に規定する「土壤汚染調査技術管理者」の資格

ウ 6(2)の業務に係る担当技術者 (B1)

技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目における「都市及び地方計画」の技術士資格を有すること。

エ 6(2)の業務に係る担当技術者 (B2)

一級建築士の資格を有すること。

- (2) 管理技術者は、常に業務全体を把握するとともに、担当技術者等の業務従事者を指揮監督し、業務の円滑な進ちょくに努める。
- (3) 本業務において管理技術者と担当技術者を、それぞれ兼ねることはできない。ただし、担当技術者については、複数の資格を有する場合は、一人の者で複数の担当技術者を兼務することを可とする。
- (4) 担当技術者及び業務従事者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する者とする。
- (5) 受託者は管理技術者及び担当技術者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに本市に届出を行い、変更について事前に本市の承認を受けなければならない。
その際、変更後の技術者は、原則、変更前の技術者と同等の資格等を有するものとする。
- (6) 受託者は、特別な事情により、技術者を変更せざるを得ない場合においても、本業務の遂行に必要なノウハウを確実に継承し、業務の遂行に支障の無いよう、万全の態勢を整えること。

9 業務進行及び管理

- (1) 受託者は、業務の着手に先立ち、本市と協議・調整のうえ、次の書類を提出する。
 - ア 業務工程表 2部
 - イ 本業務の担当者名簿 2部
(氏名、保有資格、実務経験年数及び同種及び類似業務実績等の経歴がわかるもの)
- (2) 業務の実施に当たっては、逐次、本市と協議を行い、本市の指示により、業務を進める。
なお、受託者は本市や関係機関等と協議を行った場合は、速やかに協議録を作成し、内容をメールにて本市に確認のうえ、本市・受託者共に押印する。各協議で使用する資料も併せて綴ること。
- (3) 協議資料については、原則、紙資料及び電子データで提出する。
- (4) 受託者は、本業務に係る調査及び提案等の成果について、本市が別に定める日までに資料提出を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の完了時、成果品とともに、次の書類を提出する。
 - ア 業務完了届 1部
 - イ 成果品納入届 1部
 - ウ 請求書 1部
 - エ 振込依頼書 1部(必要な場合)
- (6) 受託者(本業務に従事した全ての者を含む。)は、本業務委託を通して知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。また、本業務委託契約が完了した後についても、同様とする。
- (7) 成果品に係る著作権は、本市に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。
ただし、事前に本市の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (8) 受託者は、成果品を複製し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。
ただし、事前に本市の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

10 費用負担

受託者は、業務を遂行するに当たり、必要な備品、消耗品の費用を負担する。

11 貸与物品について

(1) 本市は、委託契約後、委託業務の遂行に当たり必要とする資料がある場合は受託者に貸与する。

(2) 受託者は、委託業務が完了した後又は当該委託契約が解除された後、速やかに貸与を受けた資料を本市に返還しなければならない。

なお、本市から貸与を受けた資料を複写した場合においても、同様とする。

12 業務委託料の上限

22,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

13 委託料の支払い

本市において成果品の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

なお、前金払及び部分払は行わない。

14 その他

この仕様書（案）に定めのない事項又はこの仕様書（案）に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が定めるものとする。

○別表 1 試験項目と試験基準

区分	試験項目	JIS	JGS	乱れの少ない試料	乱した試料	適用
物理試験	土粒子の密度試験	A-1202	0111	○	○	1 試料につき 3 個
	含水比試験	A-1203	0121	○	○	1 試料につき 3 個
	粒度試験	A-1204	0131	○	○	1 試料につき 1 個
	液性・塑性限界試験	A-1205	0141	○	△	1 試料につき 6 個
	湿潤密度試験	A-1225	0191	○	—	1 試料につき 3 個
力学試験	一軸圧縮試験	A-1216	0511	○	—	1 試料につき 3 個
	圧密試験	A-1217	0411	○	—	1 試料につき 1 個
化学試験	土懸濁液の pH 試験	—	0211	—	○	1 試料につき 1 個
	水溶成分試験 (塩化物含有量)		0241	—	○	1 試料につき 1 個
	熱しゃく減量	A-1226		—	○	複数点混合試料

△：粘性土で実施（砂，礫層では実施不可）

○別表 2 室内分析項目・基準一覧（廃棄物）

「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 5 号）
 の別表第 1 で示される 25 物質と、ふっ素，ほう素，ダイオキシン類を含む計 28 物質

項目		基準値(mg/L) ¹⁾	
第一種特定有害物質	1	トリクロロエチレン	0.3 以下
	2	テトラクロロエチレン	0.1 以下
	3	ジクロロメタン	0.2 以下
	4	四塩化炭素	0.02 以下
	5	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下
	6	1,1-ジクロロエチレン	1 以下
	7	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下
	8	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下
	9	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下
	10	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下
	11	ベンゼン	0.1 以下
第二種特定有害物質	12	アルキル水銀化合物	検出されないこと ²⁾
	13	水銀又はその化合物	0.005 以下
	14	カドミウム又はその化合物	0.3 以下
	15	鉛又はその化合物	0.3 以下
	16	六価クロム化合物	1.5 以下
	17	砒素又はその化合物	0.3 以下
	18	シアン化合物	1 以下
	19	セレン又はその化合物	0.3 以下
	20	ふっ素及びその化合物	0.8 以下(土対法)
	21	ほう素及びその化合物	1 以下(土対法)
第三種特定有害物質	22	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下
	23	チウラム	0.06 以下
	24	シマジン	0.03 以下
	25	チオベンカルブ	0.2 以下
	26	有機燐化合物	1 以下
その他	27	1,4-ジオキサン	0.5 以下
	28	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

○別表3 室内分析項目・基準一覧（保有水）

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月総理府・厚生省令第1号）第1条第1項第5号に定める排水基準に基づく物質43項目と、ダイオキシン類を含む計44項目

項目		基準値 ¹⁾
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下
3	カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
4	鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下
5	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	一リットルにつき一ミリグラム以下
6	六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
7	砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下
8	シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム以下
9	ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
10	トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・三ミリグラム以下
11	テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
12	ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
13	四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
14	一・二-ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
15	一・一-ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム以下
16	シス-一・二-ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム以下
17	一・一・一-トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム以下
18	一・一・二-トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
19	一・三-ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
20	チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
21	シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下
22	チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
23	ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
24	セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下
25	一・四-ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下
26	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素五〇ミリグラム以下 海域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素二三〇ミリグラム以下
27	ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素一五ミリグラム以下（海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。）
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇〇ミリグラム以下
29	水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以

		上八・六以下 海域に排出されるもの五・〇以上 九・〇以下
30	生物化学的酸素要求量	一リットルにつき六〇ミリグラム以下
31	化学的酸素要求量	一リットルにつき九〇ミリグラム以下
32	浮遊物質	一リットルにつき六〇ミリグラム以下
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	一リットルにつき五ミリグラム以下
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	一リットルにつき三〇ミリグラム以下
35	フェノール類含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下
36	銅含有量	一リットルにつき三ミリグラム以下
37	亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下
38	溶解性鉄含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下
39	溶解性マンガン含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下
40	クロム含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下
41	大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下
42	窒素含有量	一リットルにつき一二〇（日間平均六〇）ミリグラム以下
43	燐含有量	一リットルにつき一六（日間平均八）ミリグラム以下

備 考

- 1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

※ ダイオキシン類の基準値：10pg-TEQ/L 以下

○別表 4 土壌分析

分析方法は「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成 15 年環境省告示 18 号)ならびに「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成 15 年環境省告示 19 号)による。

ただし、第 1 種特定有害物質は土壌ガス調査とする。

項目			基準値 ¹⁾	
			溶出量(mg/L)	含有量(mg/kg)
第 1 種特定有害物質	1	クロロエチレン	0.002 以下	—
	2	四塩化炭素	0.002 以下	—
	3	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	4	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	5	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	6	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	7	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	8	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	9	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	10	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	11	トリクロロエチレン	0.03 以下	—
	12	ベンゼン	0.01 以下	—
第 2 種特定有害物質	13	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	14	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	15	シアン化合物	検出されないこと ²⁾	50 以下
	16	水銀及びその化合物	0.0005 以下	15 以下
	17	アルキル水銀	検出されないこと	—
	18	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	19	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	20	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	21	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
	22	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下
第 3 種特定有害物質	23	シマジン	0.003 以下	—
	24	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	25	チウラム	0.006 以下	—
	26	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—
	27	有機リン化合物	検出されないこと	—

1)土対法が定める基準値

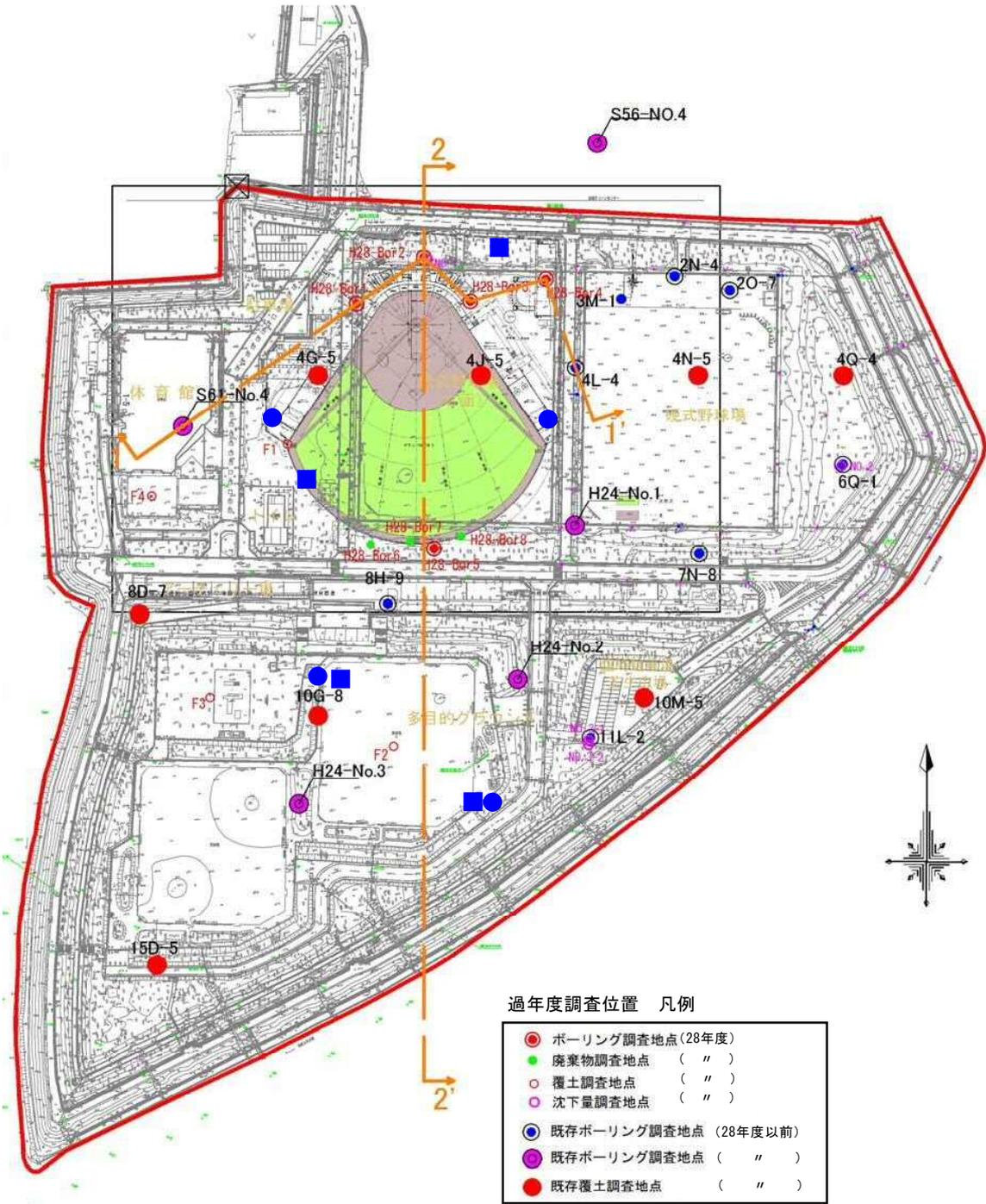
2)「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

○別表5 調査条件等

(1)	<p>調査位置及び検尺</p> <p>ア 調査位置の詳細については監督員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>イ 検尺は、監督員と協議のうえ決定するものとする。</p>
(2)	<p>作業日程等</p> <p>ア 作業日程は、監督員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>イ 現地での作業は原則として、本市の休日を定める条例による休日（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日等（以下、「休日」という））は行わないこと。ただし、止むを得ない理由により作業時間の延長又は休日に作業を行う場合は、事前に監督員と協議して承諾を得ること。</p>
(3)	<p>調査地の保全</p> <p>ア 調査期間中は、場内の利用者及び通行人への危害防止等に十分注意し、仮囲い等を設けるなど安全対策等を講じること。</p> <p>イ 場内に入場する場合は、事前に監督員の承諾を得るものとし、場内から退出する場合は、場内の整理清掃及び安全確認を行った上で退出すること。</p> <p>ウ 調査に際し、埋設管等を破損しないよう十分に注意すること。</p> <p>エ 調査に際し、埋設廃棄物や汚水が飛散しないよう十分に注意すること。</p>
(4)	<p>監督員への報告等</p> <p>ア 監督員は、業務の進捗状況及び調査済みの内容について受注者に報告を求められることができるものとし、受託者は速やかにこれに応じること。</p> <p>イ 調査過程において、地質等に想定外の状況が認められる場合は、直ちに監督員に連絡すること。</p>
(5)	<p>調査内容の変更・追加</p> <p>本市は、先行するボーリング調査の結果に基づき、調査位置、調査深さ、調査箇所数、土質試験、廃棄物・土壌等の分析項目及び数量等の変更・追加を行う場合がある。</p> <p>この場合における委託料の算出は、6 業務内容 (1) 整備実施計画に基づいた地質調査等状況調査 ウ その他 (エ) 設計変更 による。</p>

○別表 6 : 調査業務に係る成果品一覧 (提出部数 3 部)

(1)	<p>調査の概要</p> <p>ア 調査項目及び調査方法</p> <p>イ 附近の地形及び地盤概要</p> <p>ウ 敷地の状況, 調査位置, 基準点と調査位置の地盤高さの高低関係 (図示)</p> <p>エ 断層分布図 (地震歴の確認と予想)</p>
(2)	<p>ボーリングによる土質柱状図</p> <p>柱状図の作成は, 「ボーリング柱状図作成要領 (案)」 (昭和 61 年 8 月 22 日付建設省技調発 418 号及び昭和 61 年 10 月 1 日付建設省営建発第 38 号) によること。</p>
(3)	<p>標準貫入試験結果 (値 50 以上については, 原則として 50 で止めてよい。)</p>
(4)	<p>推定地層断面図 (S : V = 100 分の 1, H = 200 分の 1)</p>
(5)	<p>記録写真</p> <p>ア 調査場所の状況</p> <p>イ ボーリングの状況</p> <p>ウ 標準貫入試験の実施記録</p> <p>エ 残尺, 検尺</p> <p>オ ベンチマーク</p> <p>カ その他本市監督員が必要として求めるもの</p>
(6)	<p>土質標本等</p> <p>標準貫入試験により採取した土質資料は, 受注者において標本箱に整理して保管し, 本市の請求があった場合はこれを提出すること。ただし, 業務完了後 3 年経過した後は, 監督員又は担当職員に連絡のうえ, 法令に従い処分してもよいものとする。</p>
(7)	<p>廃棄物等の分析結果</p> <p>ア 廃棄物の溶出量, 水質・ガス別の分析項目一覧表</p> <p>イ 計量証明書</p>
(8)	<p>覆土等層厚分布図</p> <p>本調査結果から想定される公園全体の覆土や廃棄物等の層厚分布図の作成</p>
(9)	<p>沈下量等の分析結果</p> <p>沈下量調査結果</p>



調査位置図

過年度調査位置 凡例

- ボーリング調査地点 (28年度)
- 廃棄物調査地点 (")
- 覆土調査地点 (")
- 沈下量調査地点 (")
- 既存ボーリング調査地点 (28年度以前)
- 既存ボーリング調査地点 (")
- 既存覆土調査地点 (")

平成29年度調査位置(想定) 凡例

- ボーリング調査地点
- 覆土調査地点

・沈下量調査は過年度調査位置と同位置とする。
 ・保有水・ガス調査は、本委託におけるボーリング調査位置の内、最低1箇所とする。
 ・調査位置は想定であり、協議の上、決定する。